

2002年6月25日

文化庁
長官河合隼雄殿

社団法人 日本芸能実演家団体協議会
会長 野村 萬
(構成：65団体)

社団法人 日本演劇興行協会
会長 永山 武臣
(構成：16劇場)

社団法人 日本クラシック音楽事業協会
会長 佐野 光徳
(構成：75団体)

社団法人 日本音楽事業者協会
会長 井澤 健
(構成：93団体)

社団法人 音楽制作者連盟
理事長 奥田 義行
(構成：213団体)

法人に係わる芸能報酬等の源泉徴収制度の撤廃に関する要望

所得税法第174条第10号により、「映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係わる当該役務の提供に関する報酬又は料金」の支払いを受ける法人は、10%の所得税の源泉徴収の対象となっております。

この税は仮払い法人税として決算申告の際に確定する法人税額と精算されるものであり、多くの場合、還付されます。しかしながら報酬又は料金の10%に相当するキャッシュフローの減少を生じ、その穴埋めのために本来なら必要もない銀行からの借入を行うなど経営上、大きな障害となっております。法人にもかかわらずこのような税制を適用されている他の産業分野は例がなく、まさしく差別的な税制と言えます。

この制度は昭和39年税制改正で設けられました。芸能を取り巻く環境は大きく変化いたしました。全国での公立文化施設の多数の設置とその活発な事業実施など、芸能は国民の娯楽として定着し、社会・経済的な位置づけは飛躍的に高まりました。また、芸能文化の公益性にかんがみ、芸術文化振興基金や国立劇場の設置など国の文化施策の充実を受け、芸能法人はそれぞれ説明責任を自覚し、適法・適正な経営を確立し、社会的に成熟して来ています。約40年が経過し、この制度を残す必要性はなくなったと考え、私どもはこの制度の撤廃を求めます。

なお、この制度には、所得税法第177条により、所轄税務署長の証明書の交付で源泉徴収が免除されるという措置がありますが、芸能文化の保護、振興を図るためには、免除の拡大ではなく、制度の存否が問われるべきであると考えます。

わが国の芸能文化の振興の発展のために、所得税法第174条第10号を直ちに削除することを強く要望いたします。

以上